

**【参考】介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための
雇用環境の整備に関する事項の例示**

- 育児・介護休業法の介護休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
- 介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施
 - ・介護休業取得を促進するための措置の実施
 - ・労働者の介護休業中における待遇及び介護休業後の労働条件に関する事項についての周知
 - ・介護休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
 - ・介護休業している労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
 - ・介護休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- 介護をする労働者が利用できる次のいずれか二つ以上の措置の実施
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイム制度
 - ・始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度
 - ・介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度その他これに準ずる制度
- 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
- 介護のために必要な費用の貸付けの実施など介護をしながら働く労働者に配慮した措置の実施
- 育児・介護休業法に基づく介護休業等、雇用保険法に基づく介護休業給付など諸制度の周知
- 介護による退職者についての再雇用制度の実施
- その他（概要を記載すること）